

## 奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般不妊治療等を受けている夫婦に対し、奈良市一般不妊治療費等助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、当該夫婦の経済的な負担軽減を図り、もって少子化対策の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

2 この規則において「一般不妊治療等」とは、医療保険各法の規定による療養の給付の対象となる不妊治療（診断のための検査、治療効果を確認するための検査等治療の一環として実施される検査を含む。第4条において同じ。）及び人工授精等（奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則（平成28年奈良市規則第60号）に基づく特定不妊治療費助成金の交付の対象となる治療を除く。）をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- (2) 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法により注入して行う不妊治療
- (3) 夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの

3 この規則において「自己負担額」とは、一般不妊治療等について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって被保険者又は被扶養者が負担した額から、当該法令に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担金に相当する額並びに法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合のその額に相当する額を控除した額をいう。

### (対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 一般不妊治療等を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、夫婦のいずれか一方又は両方が市内に住所を有していること。
- (2) 夫及び妻が医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること。
- (3) 夫及び妻の前年（1月から5月までの申請については前々年）の所得合計額が730万円未満であること。この場合において、所得の範囲及び額の算出方法については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定を準用する。
- (4) 一般不妊治療等を受けた日における妻の年齢が43歳未満である夫婦であること。

### (助成対象)

第4条 助成の対象となる費用は、対象者が市内に住所を有する期間において産科、婦人科、

産婦人科又は泌尿器科を標ぼうする医療機関における一般不妊治療等に要した費用（不妊治療にあつては自己負担額、人工授精にあつては治療費の全額とし、文書料、個室料等治療に直接関係のない費用を除く。）及び一般不妊治療等に関し当該医療機関において交付された処方せんにより調剤を受けた薬局等に支払った費用とする。

（助成金の期間及び額）

第5条 助成する期間は、助成を開始した診療日の属する月から起算して2年とする。

2 助成金の額は、前条の対象経費の2分の1（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1夫婦について、1年度当たりの助成金の額の上限は5万円、前項の期間における助成金の合計額の上限は10万円とする。

（助成の申請及び決定）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奈良市一般不妊治療費等助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（1）奈良市一般不妊治療費等助成金交付医療機関等証明書（別記第2号様式）

（2）医療機関等発行の領収書の写し

（3）法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類

（4）夫及び妻の所得額を証明する書類

（5）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第4号及び第5号の書類により証する事実が公募等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 申請者は、第1項の申請の際、第3条第2号に該当することを証するため被保険者証を提示しなければならない。

4 第1項の申請は、一般不妊治療等を受けた日の属する年度内に行わなければならない。ただし、当該終了した日が年度末であることその他市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

5 市長は、第1項の申請があつたときは、速やかにこれを審査し、助成の可否及び金額を決定の上、申請者に通知するものとする。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前に対象者がこの規則に基づく助成金に相当する助成を受けているとき（未交付である場合を含む。）は、当該助成をこの規則に基づく助成とみなして、第5条の規定を適用する。